〔先進自治体における条例制定事例〕

県道路の構造の技術的 上準に関する条例

香川県土木部道路課 馬場

条例制定に至った背景と経

1 道 路 条例制定の背景 四を新設 又は改築する場 合 は

どあ 個

b

8

定 配 8

5 ħ た技

術基準に 無

基 幅 ゔ

々 0)

道

の設計交通量などに応じて具体

数、

幅 か 路

員 ľ

や歩道の

有

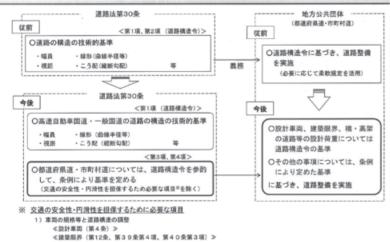
歩道

【国土交通省HP資料】

車 員 き

地域主権改革推進一括法案における道路構造令の取扱

◎ 国土交通省



て定 準 0) 路 地 村 高 速自動 域 め 道 i ような道 計 6 0) 0 画 実 e V を n ては、 決定す 情 道 軍 7 路 国 11 種 道、 政 玉

ŋ

町

的

基

な

道

5

道路

法の

部 が を

が改正さ

ħ

たことに

伴

11

n き 関

まで道路

構造令により

全国

統

規

定さ

n 術

め

L 市

自 ら管理 する道路の 路を整備 に応じた道 たたため 別毎に 令 構 す 道 (道 路整 造 全 る 路 は 玉 玉 都 際 知事 道府 構造 備 統 0 各道路 構 を 県道 進 会 0) 令 造 などか め 基 0) によ るた 準と 及び 技 理

改革

0

推 域

進 0

図るため

0)

関係法律

0) 8

整

備に た

0 地

ような背景のもと、

平

成

23

年

月

 $\vec{2}$

 \mathbf{H}

自主性及び自立

性

を高

る 5

8

0

する法律

公布さ

ñ

同

法第33条に基

づ

条例制定の目的

2

理者が条例で定めることとなった。

担保、

するため

に必要な項

目を除き

各道 円

路

基 13

準に

つ

11

ては、

交通

0 町

安全性 :村道

.滑性

た都

道

府県道及び

市

0 的

構

造

0

技

るも や市町村道とは性格が異なる のとされており、 道府県道は、 地方の 高 幹線道 速自 動 路 車 国 網 を構 道 玉 成 道 す

とが して独自 また、 重要な課題であった。 どのようなニーズが 基準をどの ようにする あ rb, 0 かと それ 1 くうこ 対

改良 が た 高 死者に占 ったり 0 全 こと 0 7 玉 れらを踏まえ、 Ę 推 0 ワ 交通 進 め 1 やり などの特徴 る自 交通事故を抑 ス 1 事故発生件数 自転車が安全に走行できる 転車 上位にあること」、 一乗車 本県に が 币 あ 中 するため ŋ 0 P お ~交通 死 11 道 者 7 事故 路 数 は、 「交通事 0 整 0 交差点 備に 比率 死者 人 が 故

2) 橋、高架の道路等の荷重条件(第35条第2項、第3項)

間の確保が課題となっていた。

ど局部改良を組み合わせたいわゆる「15車線 県道は、 備を行う方針を取りまとめて運用してきた。 数や歩行者利用者数に応じ、 的道路整備」を進める方針を定め、 されている県道について、山間部を通過する 決定することとし、 行者道の設置の有無、設置する場合の幅員を また、平成19年には、 本県では、 1車線のままの区間や待避所設置な 利用状況に応じた道路整 平成17年に自転車通行台 原則、 歩道や自転車歩 2車線以上と 運用して

る条例を制定することとなった。進めるため、県道の構造の技術的基準に関す運用など、本県の実情を踏まえた道路整備を課題やこれまでの道路整備ローカルルールのこのような県道の性格、本県の道路整備の

3 経緯

道路構造令のこれまでの基準に本県の県道路構造令のこれまでの基準に本県の県道の独自の基準を持ち込むことや交通事故などの独自の基準を持ち込むことや交通事故などの独自の基準を持ち込むことや交通事故などの独自の基準に本県の県道

川県道路の構造の技術的基準に関する条例」し、平成24年2月に県議会の議決を経て、「香平成23年12月にパブリックコメントを実施

を制定した。

(1)検討プロセスなど

検討プロセスについては、学識経験者や各種団体を加えた協議会で議論をすることも考えたが、構造令の条例化に関する検討のスえたが、構造令の条例化に関する検討のスタートが遅く、地域主権改革一括法の施行に何化が進んでいる中、コンサルタントを入れて資料を作成・整理し、協議会で議論をすると、とても条例化に間に合わないという時間と、とても条例化に間に合わないという時間と、とても条例化に間に合わないという時間と、とても条例化に間に合わないという時間と、とても条例化に間に合わないという時間と、とても条例化に間に合わないという時間を対象を表

論することとした。 各課や土木事務所に所属する道路の経験を有るでは、県庁内の関係

(2) 数値基準の取り扱い

条例化に当たって、構造令は技術的基準であり、数値基準を多く含んでいることから、あり、数値基準を多く含んでいることから、あり、数値基準を多く含んでいることから、あり、数値基準を多く含んでいることから、を別々にした場合、その両方を手元に置いてを別々にした場合、その両方を手元に置いてを別々にした場合、その両方を手元に置いてを別々にした場合、その両方を手元に置いてを別々にした場合、その本を別は、数値基準を含めた条例とすべきとのるため、数値基準を含めた条例とすべきとのるため、数値基準を含めた条例とすべきとのるため、数値基準を含めた条例とすべきとのるため、数値基準を含めた条例とすべきとの表別ない。

条例化の作業の終盤までどちらにすべきととなった。

条例の内容

(1) 趣旨(第1条関係

事項を定めるものとする。 基づき、道路を新設し、又は改築する場合に基づき、道路を新設し、又は改築する場合に

(2) 定義(第2条関係)

この条例で使用する用語について定める。

(3) 道路の区分(第3条関係

分について定める。 規定に基づき、この条例で使用する道路の区 道路構造令(昭和45年政令第320号)の

(4) 車線等(第4条関係)

車線等について定める。

車線の分離等について定める。(5) 車線の分離等(第5条関係

(6) 副道(第6条関係

(7) 路肩 (第7条関係)

副道について定める。

15集 義務付け・枠付けの見直しと条例制定

8 路 肩につ 停車帯 V て定め (第8条関 る。

係

9 軌道敷 (第9条関係

道敷につい

て定める。

停車帯につ

W

て定める

10 自 転車 自 口転車道 道に つい (第10条関係 て定める。

[1]転車歩行者道につい 自 [転車歩行者道 (第 11 て定め 1条関 係

必道につ 歩道 13 (第12条関係 て定める

13 条関係 歩行者の 滞 留 0) 用 供 す る部 分 第 13

める。 歩行者の 滞 留 0 用に 供 する部分に 0 て定

15 樹帯につい 設計速度 て定める。 第 15条関係

14

植

樹帯

第

14

条関

係

香川県独自規定(1)(1.5車線的道路整備) 山間部を通過する路線は、従来どおり2車線 改良を行うと、膨大な事業費、長期の工事期 間を要すことや、大規模な法面提削が発生し

17

曲

線半

径

第 17

条関係

線半

径につい

て定める。

16

車

道

 \mathcal{O}

屈曲

部

(第16条関

係

計

速

度に

0

11

て定める。

車

道

の

屈曲

部について定める。

18

曲

「線部の片勾配

(第18条関

係

【資料 1】香川県独自規定①

自然環境へ与える影響も大きくなる。

線

部

の片勾配について定める

19

曲

線部

0

車

一線等

0

拡幅

第

19

条関係

曲

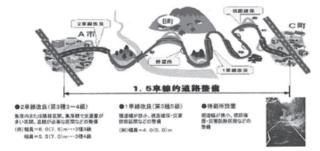
線部

の車線等の拡幅につ

て定める。

2 車線にこだわらず、地域の実情に合った画・ 的でない改良を地域の住民の理解を得て進め、 2車線や1車線の連続的改良、突角是正や待避 所設置などの局部的改良を効率よく配置。

1.5車線的道路整備イメージ



〈現状:道路構造令第3条第2項〉

・都道府県道においては、2車線道路の定義しかない状況。

・ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にお いては、該当する級の1級下の級に区分することができる。

山間部や市街地の生活道路の効率的 な整備を目的

(香川県独自規定)条例第3条第2項ただし書き

・ただし、同項ただし書の規定に基づき、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級又は第2種第2級であ る場合を除き、該当する級の1級下の級(該当する級が第3種第4級にあっては 第3種第5級、第4種第3級にあっては第4種第4級)に区分することができる。

(例)車道幅員 3種4級=5.5(7.0)m 4種3級=6.0(7.0)m

4種4級=4, 0(5, 0)m -

20 和 緩 区間につ 和 X 間 いて定める 第 20条関 係

21 距等につ 視距等 e V (第 て定める。 21条関係

22 縦断勾 配 (第22条関 係

23 断 登坂 勾配につ 車 線 第23条関係 て定める。

断 坂車線につ 縦断曲 曲 線に 線 . つ (第24条関 e V 11 て定める て定める。 係

24

登

舖 装について定める 舖 装

断勾配に 横断 勾 配 0 11 (第26条関 て定める。

係

26

合成勾配につ 合成勾配 排水施設 11 (第28条関係 (第27条関係 て定める。

28

27

水施設に 0 いて定め

29

面交差又は接続につ 平面交差又は接続 いて定める (第29条関係 25 (第25条関係

30 一体交差につい 立体交差 (第30条関係) て定める。

31 《道等との平面交差につい 鉄道等との平面交差 (第31条関係 て定める

32 待避所について定める。 待避所 (第32条関係

33 交通安全施設(第33条関係

交通安全施設について定める。 凸部、 狭窄部等

34

(第34条関係

部 狭窄部等に . つ 11 て定める

35 第35条関係 乗合自動車 Ö 停 留 所等に設ける 交通 島

いて定める。 介合自動車 0 停 留 所等に設ける交通島に 0

36 自 動 自動車駐車場等 車 駐車場等に っ いて定める (第36条関係

37 宮施設その 防 |雪施設その 他の 他 防護施設につ 0 防護施設(第37条関係 1 て定める

1 ンネル (第38条関係

1 ネ ルについ て定める。

39 高架の 道路等 (第39条関係

高架の道路等につ いて定め

41 附 帯工 附帯工事等の特例 X 分が変更され 事等 0 い特例に る道路 0 いて定め (第40条関係 0 特 例 る 第

41

条

X 分が変更され る道 路 0) 特例に 0 V 、て定

関

係

る。

42 区間改築の場合の特例について定め 小区間 一改築の場合の 特 例

43 道路 自転車専用道路及び (第43条関係 自転車歩行者専

用

3

施 る

行期

日

1

平成24年

·4 月

1

Ē

から

り施行

する。

め 0

技術的

基準に関し必要な事

項 か、 は、

規則で定 0)

この条例に定めるもの

のほ

道路

構 造

ついて定める 自 転 車専用道路 及び自 [転車歩行者専用

歩行者専用 用道路につ 道路 e V 第 て定める。 44条関係

委任 (第45条関係

44 歩行者専

45

第42条関係 る

道路

 $\widehat{2}$ 所要の経過措置を定める。

条例

(7)

解説

条例の対象

1

条例の対象は、 条例第2条第1号に規定す

【資料2】香川県独自規定②

香川県独自規定②(自転車等の走行空間確保のための幅広路層の設定))

〈現状:道路構造令第8条第2項〉

車道の左側に設ける路肩の幅員は、地方部の道路(第3種第2級~4級 においてはO. 75m以上、都市部の道路(第4種)においては まで) 5m以上とするものとする



自転車歩行者道及び歩道が設置困難 な場合に自転車等の走行空間を確保 することを目的

〈香川県独自規定〉条例第7条第4項

地形の状況その他の特別の理由によりやむを 第3種及び第4種の道路のうち、 得ない箇所であって、歩道又は自転車歩行者適の設置が困難なものについては、 車道の左側に設ける路肩の幅員は、 1 m以上とするものとする。

(例) = O 自転車 シニアカー 0 -= (ハント・ル形電動車いす) 93 W=2.5m 多進有の路界 100 = 0 = 0

左路井

き道 国道につ る県道 11 路 足に限られ 構 į, 造令 ては、 れるも が 適 足用され、 道路法第30 0) で あり、 条例 条第 県 0 小が管理 対象では 1 項に基 はする

2 本県条例における独自基

てい 方で、 条例では、政令で定める基準を参酌 . る 次 0 いような香川県独自 「の基準を設 0 う、

 $\widehat{1}$ 1.5 車 線 的 道 路 整 備 0 明 確 化

むこととしている。」 部改 る路 平 車 1 良 線 線 成 力 を 0 などでは、 ル 19 組み合わ ままの区 ル 年] 5 ル 月 K 13 全線2車線とすることなく ルせた1.5 1.5 間 お 公表 や e V て、 Ĺ 待 車 た 平線的 避 香 所設置など Ш Ш 整備に 間 部 県 を 公 通 共 取 b 過 事 0 す

П

県道 的道路整備を積極 これ 及び 定義に対する例外規定にあたるもの 6 一分を表 限 条例第3条第2項ただ られて 6 を条例上、 第4種第4級は 0 ń 車 いしてい いることを踏 た予算を 線 が 原則とし 明 る 色的に 効率 が、 確化したもの まえ、 て2車 第 推進することとした 的に執行すること U 1 4 わ 書 条第2 ゆ 今後とも -線とされて Ź 0 である。 第 1 項に 車 ż 線 種 で 基づ 1.5 第5 道 あ が 車 11 ŋ Z 線 求 る 級

2 た路 自 肩幅員の拡大 転車 · 等 の 走 行 空間 確 保 を目 的 ٤ のである

8

事 当 率 る 行 -が高 たり ため規定を設けたもの できる空間 放死者に占め 例 Ó 第7条第 いことを の交通事 を 確保 る自 踏まえ、 故発生件数が多 4 項 転車 は、 Ļ であ 交通事: 自 乗 本県にお 転 車 車 中 放防 等が いこ 0) 死者数 11 止に 安全に て、 交通 資 0) す 走 比

> K 転

つい

ては、 行

この規定に基

づ

き

路

肩

幅 な

員を

拡 間

車

患

者道

を設置することとさ

ħ

13

X

木 0) 転 交通 「難と考えら 制約などからこ 車歩行者道を設置 量などから、 ħ る区間を新設 れらを設置すること すべ 本来的には、 、きであっ るが 改築する 歩 道 が 地 又 場 当 形 は 面 F. 自

0

員を に たが ī メ 0 規定に基 0 1 て、 1 ル 以上 交通量 づ き、 確 などか 保することとし 原則とし 5 歩道 て、 文は 路 肩 自

幅

3 大することは考えてい 決定 歩行者等の 通 行 量に応じた歩 な 渞 等 幅 員

県が管 歩行者道 理 す 0) 幅員等 る 玉 道 o) 及 基準に び 県 道 0 0 歩 11 7 道 及び は、 歩 自 転

車

【資料3】香川県独自規定③

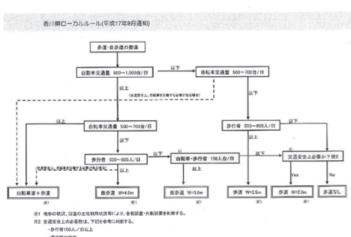
香川県独自規定③(歩行者等の通行量に応じた歩道幅の決定)

〈現状:道路構造令の歩道等に関する規定〉 歩 道(第11条) 自転車歩行者道(第10条の2) 設置の 都市部の道路 自動車交通量の多い道路 → 両側に設置 考え方 → 面側に設置 参行者交通量が多い 地方部の道路 ※やむを得ない場合はこの限りではない ※やむを得ない場合はこの限りではない 饠 ö 3m以上 2m以上 (歩行者が多い場合 → 4m以上) (歩行者が多い場合 → 3.5m以上) ※自転車及び歩行者の交通の状況を考慮し ※歩行者の交通の状況を考慮して定める。

効率的な歩道等の整備を目的

〈香川県独自規定〉条例第11条第4項、第12条第5項

- ・自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して 別に定めるものとする。
- ・歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して別に定めるものとする。



- ・通学線の程文
- 車と人との交通事故多発地点
- 病院、福祉施設、主要公共施設(駅、投場等)の周辺 など

設課長、 場 5 道 者 n 木 17 合 Þ 通 事 自 行者数 7 年 0 蓩 ġ 11 幅 転 道路 るところであ 所 月 車 員 で自 9 忠 長 を 保全課 行者道 H 決 小 付 定 転 ij 車 豆 す 0 長 総 17 通 ることとして 八連名通 設置 合事 道 行 建第 台数 蓩 0 数等に基づ 3 所 知 有 長 1 無 あて 3 お 設置 より ゔ 02号各 ŋ き 道 定 路 す 平 忠 8 建 る

である。 記 7 涌 条 別に 知を 例 第 条例 定 11 条第 8 る 基 4 لح 項 づくも Ū 及び第12 7 0 11 と位置 る 条第 が ゔ 5 け n 項 るも は、 お 上 0 13

定

る

歩道又 上記通 ことこととしてい たが 知 ĺ 13 0 自 て、 基づき、 転 車 新 歩 設 行 又は改築に 適 者 切 道 を整 幅 員等を決定す 備 ょ す ŋ る 場 県 合 道 は 0

4 点 部 車 交差点改良 道 幅 員 0 縮 0 推 小 進 を 目 的 とした交差

ある 差点 を対 故防 こと (第3 条例 て、 象と 部 止に を 種 車 踏 第 まえ、 、口当たり 資するため 29条第3 道 して道路構造令に規定さ 幅 b 員 拡 交 0 大す 縮 (差点改良を 0) 項 交通事故 小 及 都 る規定を設 規定を、 び 市 第 部 4 0 推進 発生 項 道 地 は 路 if n 件 方 Ļ たも 部 7 数 本 第 交通 県に 0 13 が 4 多 道 0 る 種 事 で お

【資料4】香川県独自規定④-1

13

などによ また、 ŋ 条例 当 第 29 面 拡 条第 幅 が 5 木 難な 項 は 既 設 地 0 形 渞 E 路 0 制 お 約

> うに 進 両 5 11 が て、 8 X す 直] る るも 進 幅 1 必 車 ル 要 員 内で 0) 両 以 が で を Ĺ あ あ 拡 0) ふさぐこと る 幅す Ź 場 渋滞対策 合 るこ E なく とに や交通事 車 線 走行 より 0 幅 故防 できる 員 右 を 折 止 1 車 を

5 他 0 県 道 0 構 造 0 技 術 的 基 準 関 するそ

0

13

0

は

規定 したも 記 以外 は 0 で 道 0 あ 路 県 ŋ 構 道 造 0 技術 令と 構 造 韵 同 0 基準 技 規 術 0 定 的 大半 を 基 条 準 は、 例 13 に規 関 す

> までどおり 変わ 6 な 13

経過措

3 n

平

適用し お 路 条例 成24年 11 に 7 0 な は 0 11 v 規 $\dot{4}$ 7 定に 当 月 こととさ は 一該部分に 適 4 日 条 合 例 ħ 新 1 附 7 対 な 則 して 11 第2項に `部分 は、 改 築工 が 当該規 ある場 基 事 づ 中 き 定 0

14 な な 又 お ĺ 13 場合 設 成 計 24 は 済 年 Z 本庁主管課と で あ 月 る が \mathbf{H} 時 点で 地 の 元 協議 説明 設 計 を を 中 行 行 0 b 0

0)

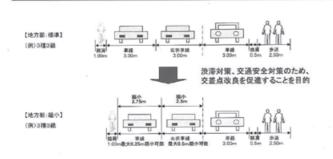
7



= 〈香川県独自規定〉条例第29条第3項、同条第4項

・屋折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(指折車線及び変速車線を誇く。)の程具は、第3種第 2般又は第4種第1級の管通道路にあっては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級召しくは第3級の管通道第 あっては278メートルまで、第3種又は第4種の小型道路にあっては28メートルまで紹介することができる。ただし、第 3種第2級及び第3種第3級の普通道路並びに第3種の小型道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。

・租計率線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものする。 ただし、 地利の状況その他の特別の理由によりやむ在得ない場合においては、 普通道路にあっては2.5メートルを小型道路にあっては2メートルまで暗小することができる。



設 又 は

道

ていきたい

課題と今後の 展望等

より、 条例 にお 国道については、 る県道に限られるもの が 条例の対象は、 整備を行う指定区間外国道を含め 0 61 対象とはなっていな て定めた道路構造基準が適用され、 法定受託事 ・務として都道府県及び 道路法第12条ただし書等に 条例第2条第1 であり、 県が管理する 号に規定す て、 指定 本 玉

市

業務の 間外 地域 えて を求めていくことが課題となって 条例委任適用範囲の なると考えていることから、 断による、 理 0 促進 \hat{O} 者 お 。 の か かり、 実情に応じた道路整備、 繁雑化を招くとともに、 国道についても適用すべきであると考 が ⁷2つ 0) 県道と指定区間外 道路管理者による 観点からも、 より 0) 構 **、魅力ある道** 造 拡大につ 基準を使 県が ?管理 道路 路 国 11 用 て国 空間 体 管 地 道 すること 構造基準 理 0 する指定 的 域 に見 な道 同 0 0 0 文障 責任 形 成 道 路 直 は \dot{O}

管

理

【資料5】香川県独自規定④-2

事例については、 多く報告されてい

まだ数が少なく、

今後、

効 用 数

た歩道

幅

の決定」 んでいた

等に

0

0

適 通

事

例

る。

Ļ

かし、 13 7

そ

0 用 行 制

他

0

適 は ら取り組

「歩行者等の

量に応じ

例における独自基準

Ó

中で、

条例 したが、

定以

前

か

条例

制定後、

約半年を経過

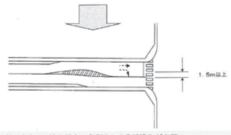
本

鼑

香川県独自規定④-2 交差点部車道幅員(既設道路)

,-- 〈現状:道路構造令の解説と運用〉

・既存道路において種々の制約によって右折車線としての幅員を確保できない場合 であっても、右折車両の分離は、交差点における重要な役割を果たすので、右折車 線相当の福員として直進車線との境界を施さずに1.5m以上のふくらみをもたせ るとよい。



実情にあわせ、縮小規定の条例化による明確化が必要

《香川県独自規定》条例第29条第5項

既設道路であって、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場 合においては、屈折車線を設けることなく、第4条第4項及び第5項に規定する 車線の幅員を1.5メートル以上拡幅することができる。

(事例)



既設道路の幅員内での渋滞対策、 交通安全対策が可能



な道路整備に取り組む中で推